

第1回豊川市総合計画審議会 会議録

日時：令和2年9月4日（金） 午後3時～午後5時

場所：豊川市役所 本34会議室

出席者：

菅沼 由貴子 委員（豊川市教育委員会委員）
高橋 稔幸 委員（豊川市農業委員会会長職務代理者）
伊藤 憲男 委員（豊川市社会福祉協議会会長）
伊藤 和典 委員（豊川市連区長会代表（令和元年度会長））
大島 嗣雄 委員（豊川ビジョンリサーチ会長）
大高 博嗣 委員（豊川市障害者（児）団体連絡協議会会長）
笠原 盛泰 委員（豊川市スポーツ協会副会長）
神谷 典江 委員（穂の国まちづくりネットワーク代理理事）
神谷 美也子 委員（豊川市スポーツ推進委員会副委員長）
鈴木 勝代 委員（豊川市保育連絡協議会平尾保育園長）
田中 邦宏 委員（豊川文化協会専務理事）
外山 誓子 委員（ひまわり農業協同組合理事）
長谷川 完一郎 委員（豊川商工会議所専務理事）
林 昌宏 委員（愛知県商工会連合会東三河支部一宮商工会会長）
前原 恵介 委員（豊川青年会議所理事長）
丸山 恭司 委員（豊川市商店街連盟会長）
美馬 ゆきえ 委員（豊川市老人クラブ連合会会長）
浅野 純一郎 委員（豊橋技術科学大学教授）
高木 孝紀 委員（豊橋創造大学准教授）
鄭 智允 委員（愛知大学教授）
橋本 康弘 委員（市民公募）
藤原 仁美 委員（市民公募） ※以上、委員22名出席
竹本 幸夫 市長

事務局：企画部長、企画部次長、企画政策課長ほか企画政策課員4名

【1 委員委嘱】

委嘱状交付を各委員受ける。

【2 市長あいさつ】

（市長）

皆様、こんにちは。コロナ禍の中ではありますが、総合計画は市にとっての最上位計画です。第6次総合計画は2016年の4月から開始されていますが、今年度末で5年を経過します。今回は、中間改訂ということで、皆様にお集まりいただきました。本審議会では、活発な意見が交わされることを期待しています。

以前は、地方自治法の中に「地方公共団体は総合的・長期的な計画を定めること」という旨の内容が位置づけられていました。豊川市で策定されている様々な計画は、すべて総合計画に基づいて動いています。そのような意味で、本市の将来にとって非常に重要な審議会となります。皆様の忌憚のない積極的な意見展開を期待するところ

であります。そして、私自身も第5次計画策定時に企画課として携わり、また、第6次では副市長として策定会議で素案を作成しました。その際、当時の企画課長から様々な意見が出され、結果として現在の出来栄の良い第6次総合計画になったと考えています。是非とも、豊川市の発展のために審議会を意義あるものとしていただきたいと思います。

このあと、今後のスケジュールについての説明があります。タイトなスケジュールではありますが、何卒よろしく申し上げます。簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【3 委員自己紹介】

各委員の紹介とあいさつ

【4 会長・副会長の選出】

(企画部次長)

それでは、次第の「4 会長・副会長の選出」でございます。

豊川市審議会条例第5条の規定では、委員の互選によって会長・副会長を定めるとしております。

しかしながら、初めての審議会ですと互選というのも難しいかと思われまので、皆様のご承認がいただけましたら事務局から提案をさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それではご承認いただいたということで、事務局から、まず会長の提案をさせていただきます。よろしく申し上げます。

(事務局)

恐れ入りますが、会長と副会長のご提案をさせていただきます。

まず、会長につきましては、豊川ビジョンリサーチ会長の大島様が適任であるとして提案させていただきたいと思っております。豊川ビジョンリサーチにつきましては、創立50年を迎えた歴史あるまちづくり団体であり、地域政策に関する深い見識と企業経営としてのノウハウを持ち合わせておられる大島様でしたら、審議会の議論をリードしていただけたと考えております。

(企画部次長)

事務局から、豊川ビジョンリサーチ会長の大島様との提案がございましたが、審議会の会長を大島様にお願いしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。ご異議がないということで、大島様に会長をお引き受けいただきたいと思います。

それでは大島様、会長席へ移動をお願いいたします。

(会長)

※会長席へ移動。

(企画部次長)

それでは、大島会長、さっそくではございますが、ごあいさつをお願いします。

(会長)

皆様にご承認いただきまして、ただ今から会長職を務めることになりました豊川ビジョンリサーチの大島です。先ほどの竹本市長からのお話にもありましたとおり、5年前に私どもの会長であった小野が第6次計画策定時の会長を務めておりました。その5年後である改訂の場に居合わせた私が立ち会うことができたことを大変うれしく思います。市長からの激励もありましたとおり、是非とも活発なご意見をいただき、第6次総合計画が今の形に合った改訂となるよう有効なご議論をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

(拍手)

(企画部次長)

ありがとうございました。

次に、事務局から副会長の提案をお願いいたします。

(事務局)

それでは、副会長の提案をさせていただきます。副会長は、豊橋技術科学大学教授の浅野様が適任であるとしてご提案します。浅野様は建築都市システム系の教授であり、都市計画・地域計画を専門とされています。土地利用計画や都市計画デザインについて深い見識をお持ちであるため、お願いしたいと考えているところであります。以上でございます。

(企画部次長)

事務局からは、豊橋技術科学大学教授の浅野様との提案がございました。副会長を浅野様にお願いしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので、副会長を浅野様にお願いしたいと思います。

それでは、浅野様、一言、ごあいさつをお願いします。

(副会長)

先ほど行われたあいさつの際、自分の専門を申し上げておりませんでした。私は、都市計画を専門としており、コーディネータ的な分野であるため、そのような形で今回の総合計画のような話に参加できたらと考えています。役割については、会長に何かあった時に備えたりザーバーであると認識しています。どうぞ、よろしく願いいたします。

【5 第6次豊川市総合計画の改訂について諮問】

(企画部次長)

次第の5番目でございます。市長から審議会に対して諮問をさせていただきます。

(市長)

豊川市総合計画審議会会長様。豊川市長 竹本 幸夫。

第6次豊川市総合計画について諮問。このことについて、豊川市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第6次豊川市総合計画の改訂について、貴審議会の意見を求めます。よろしく願いします。

(企画部次長)

ただ今、諮問文が伝達されましたので、諮問文の写しを委員の皆様へ配付させていただきます。

それでは、これ以降は、市長からの諮問による議事となりますので、大島会長に進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(会長)

ただ今、竹本市長から諮問をいただきました。委員の皆様とともに、誠心誠意、第6次豊川市総合計画の改訂に関する審議に取り組みたいと思いますので、ご協力をよろしく願いいたします。

【6 議題】

(会長)

それでは、議事に入ります。会議次第の「6 議題」にある(1)から(5)を議題とします。議事の進行は(1)と(2)、そして(3)と(4)に分けて行います。その間、休憩等を入れたいと思います。まずは、(1)、(2)について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議題の(1)、(2)を合わせてご説明させていただきます。始めに、議題(1)として、第6次総合計画についてご説明いたします。事務局側にて用意いたしましたパワーポイントを使ってご説明しますが、資料1につきましては、パワーポイントのコピーとなっております。お手元の資料、もしくは本日配布の総合計画本冊子

もあわせてご覧いただけたらと思います。

■資料1「総合計画について」

まず始めに、総合計画とは何かということについてご説明します。総合計画は、簡単に言いますと「基本的なまちづくりの指針」といえます。基本的なまちづくりの指針として市の進むべき方向性が示されていますので、市の最上位に位置づけられている計画です。次に、なぜ総合計画を策定するかについてご説明いたします。冒頭の市長あいさつでもありましたが、地方自治体の組織や運営についての事項を定めている地方自治法において、以前は市町村における基本構想の策定が義務付けられていました。この法に基づき、第5次にわたって総合計画が策定されてきましたが、平成23年に法が改正されたことで、この義務付けが廃止されました。法的根拠がなくなったことで現実的には策定しなくても良いという状況ですが、将来に向けて、市町村が進むべき道を定め、まちづくりに関して誰がどのような役割を担い、また、どのような方法で進めていくのか、ということを決めた上で文章化していくことが重要であるため、独自に策定を継続しています。少し古いですが、平成28年度の調査では、一般市においては、97.2%が継続して策定しているというデータもあります。

それでは、現行計画である第6次総合計画について説明させていただきます。総合計画の策定には、前期計画である第5次計画の評価、そして、市民や団体の意見聴取、今後10年間の方向性等を取りまとめることから、計画の策定には2年間を要しており、平成26年度から27年度の2か年で策定しています。計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間としています。第6次総合計画策定における視点として、少子高齢化を伴う人口減少は地域の活力や経済に与える影響が大きいと考えられています。本市においても、今後のまちづくりに関して、人口減少を抑制するため、本市に住み続ける人を増やす「定住促進」、そして、地域の活力増進を目的として来訪者を増やす「交流促進」が重要であると考えました。そこで、第6次総合計画では、多くの人に住み続けたい、または、訪れたいと思ってもらえるまちとするための定住促進と交流促進の取組を大きな柱として、人口減少への対応策の実効性を高める計画としています。

策定体制は、大きく分けて総合計画審議会を始め、市議会、市民、そして市役所における庁内組織の4つに分けて作業を進めてきました。また、市民参画として、市民アンケート、団体ヒアリング、まちづくり中学生会議等を実施し、これまでの事業内容の評価や、今後の施策の方向性等について意見を伺っております。特に、次代を担う若者の意見集約を目的としたまちづくり中学生会議につきましても、第6次総合計画策定の中でも特徴的な取組であったと思います。次に、市役所の庁内組織につきましても、各部署の横断的な組織を設置し、市民側から出された意見を踏まえながら計画の原案を作成しました。条例に基づく審議機関としての総合計画審議会は、市長からの諮問により、計画内容について審議・答申をいただき、市議会につきましても、随時情報提供を行う中で最終的には基本構想について審議・議決をいただくといったスキームで策定をしてきております。

総合計画審議会ですが、本市の条例に基づく会議となっています。教育委員会の委

員、農業委員会の委員、公共的団体の役員、学識経験者、市民公募による委員の23名で構成する会議体となっています。なお、第6次総合計画策定の際には、計8回の会議が開催され、市長が諮問する第6次豊川市総合計画の原案について、委員それぞれの立場や知見に基づいたご意見等をいただき、これを取りまとめ、審議会の会長から市長に答申を行っていただきました。今回は、第6次総合計画の基本計画改訂案に関する諮問に対して審議をお願いするものとなります。

次に、総合計画の構成でございます。総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つの部門で構成されています。この3つ全体を指して総合計画と呼んでおります。以前、地方自治法で規定されておりました基本構想は、総合計画を構成する一番上の構想となっています。基本構想につきましては、まちの未来像を定め、施策の基本的な方向を明らかにするものです。基本構想の計画期間は10年間ということで、目標年次が令和7年度となっています。次に、基本計画ですが、基本構想におけるまちの未来像の実現、そしてまちづくりの目標を達成するために必要な手段を明らかにするものです。計画期間は基本構想と同様、10年間となっていますが、基本計画につきましては、必要に応じて見直しするものとしています。今回は、計画期間の5年目に当たるため、中間改訂作業を行います。実施計画ですが、基本計画の手段を具体化した事業を位置づけた内容となっています。計画期間は3年間であり、毎年見直しています。

基本構想について、もう少し詳細にご説明します。基本構想は、「まちの未来像」「土地利用構想」「まちづくりの基本方針」「まちづくりの基本目標」「施策の骨組み」から構成されています。その冒頭にある「まちの未来像」が目指す姿は、「光・緑・人輝くとよかわ」としています。恵まれた自然と歴史、これまでに築かれた豊かさと住みよさを大切にしながら、市民が希望に向かって進む輝く豊川を目指すもの、となっています。続いて、基本構想を構成する2つ目である土地利用構想についてご説明します。まちの未来像を実現するための土地利用に関する基本的な考え方を定めています。市街地を中心とする地域と自然環境等が広がる地域に市域を整理し、それぞれの方向性を定め、地域の特性が発揮できるよう秩序ある土地利用を進めるものです。なお、土地利用構想を具体化した「まちの構造図」があります。こちらは、基本計画において定めているものですが、構造図について少し説明させていただきます。まちの構造図では、まちの主要駅周辺の市街地を拠点として位置づけています。その中でも市内を貫く主要地方道、通称「姫街道」ですが、これを軸に東西の拠点である豊川地区および諏訪地区と、それらを結ぶ中央通り地区の3地区を一体的に捉えた中心市街地を「中心拠点」としております。行政機関や公共施設、商業等の都市機能が集積し、本市の中心に位置づける地域となっています。これに対し、国府や八幡等、各地区の主要鉄道駅の周辺地域を「地域拠点」とし、公共施設や商業などの地域特性に応じた都市機能が集積し、各地区の暮らしの中心として位置づけられています。

次に、土地利用の方向性を示すため、拠点以外の地域を「ゾーン」と「エリア」に区分して明らかにしています。中心拠点や地域拠点付近にある「まちなか居住ゾーン」は薄いオレンジ色で示されており、定住を促進するゾーンとして位置づけられています。「くらしのゾーン」は黄色で示され、まちなか居住ゾーンの外側に位置しており、

周辺の田園や自然環境と調和した住環境やサービスの向上を図るゾーンとして位置づけられています。青色で示されたゾーンは「ものづくりゾーン」であり、企業誘致や公共施設の集積により、工業生産や物流拠点機能の充実を図っています。「田園ゾーン」は濃い緑色で示され、平野部に広がる豊かな田園地帯であり、農地の保全を図っています。「自然環境ゾーン」は薄い緑色で示され、豊かな緑に囲まれた丘陵地であり、自然環境の保全を図ります。また、新たな産業拠点エリアは、青色の点線で示されており、交通ネットワークを活かした新たな産業ネットワークの形成を図るエリアとして位置づけられています。

続いて交通ネットワークですが、実線は整備済み、点線は現在未整備であることを示しています。道路では東名高速道路、鉄道ではJR東海道本線、JR飯田線、名鉄名古屋本線、名鉄豊川線を位置づけ、「広域交流軸」としています。また、国道1号、姫街道、国道23号バイパス、東三河環状線、国道151号および151号バイパス等を「地域連携軸」として位置づけています。ちなみに、本市の駅数は、名鉄で10駅、東海道線で2駅、飯田線で7駅を有しており、合計で19駅となっています。

本心の土地利用にあたっては、拠点とする主要な鉄道駅周辺に行政機関や公共施設等の都市機能をコンパクトに集約させるとともに、道路や鉄道を軸として拠点間や都市等を結び連携させることにより、将来にわたって持続可能で利便性の高いまちの構造を目指すものです。

次に、まちづくりの基本方針についてご説明します。少子高齢化に伴う人口減少といった課題は、わが国において類を見ない将来の不安要素となっています。少子高齢化と人口減少への的確な対応と行政運営の進むべき方向性を4つの基本方針として設定し、あらゆる分野のまちづくりを総合的に進めていくものとしています。基本方針1では、最も大きな課題である少子化および人口減少に対応するため、定住交流施策の推進を位置づけています。基本方針2では、定住交流施策を進めていくために必要となる本市の魅力在全国に発信するシティセールスについて位置づけています。基本方針3では、民間と行政の役割や責任を明確化し、互いに連携してまちづくりを支えていくための市民協働を位置づけています。基本方針4では、平成の合併効果を受け継ぎ、限りある資源を最大限に活用し、質の高いサービスを継続的に提供するため、行政運営の柱となる財政力・組織力・人材力を高める行政経営改革の推進を位置づけています。計画冊子では、基本方針3および4が土台となりながら、基本方針1および2が両輪となって、まちの持続的な発展を押し上げ、まちの未来像を実現させるイメージが掲げられています。

まちづくりの基本目標についてご説明します。基本目標は、基本方針に基づき6つ設定しています。また、基本目標全体を通じて「〇〇のまち」という表現に統一することで、目標年度である令和7年度末における豊川市のまちの姿を表しています。また、基本目標の下には、目標を達成するための政策分野が位置づけられ、基本目標の内容を細分化した内容となっています。例えば、基本目標1では、「①交通安全」から「⑧上水」までが政策分野となっています。各政策分野の推進・連携・強化により、基本目標を達成しようという形です。基本目標2以降についても同様のスタイルとなっています。なお、「政策」や「施策」等の表現については、基本目標を政策と呼び、

その下に示されている分野を施策と呼んでいます。総合計画において用いている政策や施策の定義としては、それぞれの分野における事業の集合体としてのイメージで捉えており、政策は一定の分野において実現すべき具体的な方向性を指し、施策は政策分野において実現すべき具体的な事業のまとまりを表しています。従いまして、大きな括りでは、政策の中に施策があり、施策の中に個別の事業を包含するといった構成です。

おさらいになりますが、町の将来像を実現するために4つの基本方針を定め、基本方針を踏まえて6つの基本目標を設けています。さらに、基本目標を達成するため、36の政策分野において事業を推進することが基本構想の構成となっています。

次に、総合計画を構成する基本計画についてご説明します。今回の計画改訂は、基本計画部分の見直しです。基本構想を具体化するものが基本計画ですが、基本計画は人口と財政といった基本的な指標、まちの構造、市民意識の状況、まちづくりの基本方針と各施策分野の関連性、行政分野別計画、計画の進行管理から成り立っています。まず、基本指標のうち、人口の見直しについてご説明します。平成22年国勢調査の実績値に加え、以降の推計結果については、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に推計した日本の地域別将来人口によるものが現在の計画冊子に記載されています。市内人口は、平成20年12月の183,259人をピークとし、減少傾向にあります。平成27年には180,741人と記載されていますが、これは計画策定時に把握できていた内容であり、平成27年国勢調査の実績値では若干上振れました。実績値は182,436人と、東三河地域で唯一人口が微増した地域となっています。現在も引き続き微増傾向を維持しています。本市では、昨年度に人口ビジョンを見直したことから、今回の見直しでは、人口の推計を見直す中で施策の位置づけを再検討します。現時点において、本市の人口は減少局面に直面していない状況をかろうじて維持していますが、今後の予測としては確実に人口減少が予測されています。また、年齢別人口推移は、生産年齢人口および年少人口が減少する一方、老年人口の増加が確実視されています。加えて、世帯数の増加に反して平均世帯人員が減少傾向にあることから、今後は老年人口の増加および平均世帯人員の減少に留意する必要があります。このほか、就業人口の推移および推計人口も掲載していますが、今後、第1次、第2次産業人口が減少傾向となり、第3次産業の割合が高まることを見込んでいます。

次に、財政計画についてご説明します。財政計画は普通会計ベースの推計となっており、普通会計は団体ごとの比較等、地方財政統計上、統一的に用いられるものです。一般会計とはやや異なっていますが、概ね一般会計と同一視していただき差し支えないものをご理解ください。財政規模は年度によってばらつきはありますが、横ばいもしくは縮小の傾向にあります。歳入では市債および地方交付税が減少傾向にあると推計しています。また、歳出は人件費・公債費・扶助費で構成され、歳出額の過半を占める事務的経費は横ばいもしくは微増傾向と推計しています。財政推計については計画策定当初の状況において試算していますが、市の政策的な支出判断や国の制度、経済状況にも大きく左右されることから、長期間を正確に推計することは難しいものと認識しています。このため、毎年、中期財政計画という形で直近5年間の財政収支を

推計の上、公表しています。今回の見直しに当たっては、新型コロナウイルスの影響等を踏まえた令和3年度から令和7年度までの中期財政計画をベースに見直しを図りたいと考えています。

次に、意識調査による行政分野の満足度・重要度についてご説明します。総合計画における各施策を効果的に進めるためには、市民の意識を捉えることが大変重要になります。本市では2年に1回市民意識調査を実施しており、住みよさに対する意識と各行政分野に関する満足度および重要度についてアンケート形式で尋ねています。総合計画における施策を評価するとともに、今後の取組に活かすこととしています。市民意識調査では、48の調査項目において36の行政分野に関する満足度と重要度を4段階による回答をいただいています。分析方法としては、調査結果を点数化し、横軸に満足度、縦軸に重要度の座標で表しています。満足度・重要度の平均を境にして、AゾーンからDゾーンに分類しています。例としてCゾーンを見ますと、満足度が低く重要度が高いゾーンとなりますので、特に留意する必要があると認識しています。平成27年の市民意識調査では、Cゾーンは「歩行者にとっての道路の安全性」「雇用の安定・勤労者支援」「防犯対策」等が含まれています。よって、これら施策が重要であると考えられます。今回、基本計画の見直しにあたっては、令和元年度に実施した市民意識調査をベースとしながら計画策定時の平成27年度からどのように推移してきたかをあわせて見ることで、施策の位置づけを検討し直す形にしたいと考えます。

まちづくりの基本方針と各施策の関連性についてご説明します。まちづくりの基本方針と各施策の関連性を明確にすることにより、基本構想における施策の骨組みで定める各施策を展開します。今回の第6次総合計画における基本方針1で定める定住交流施策は、少子高齢化および人口減少への対応として直接結びつくものであることから、特に重点的に取り組むこととしています。6つの政策分野における36施策すべてが定住促進に寄与し、16施策が交流促進に寄与すると整理されています。施策のアプローチ次第では、関係人口の増加などの間接的に寄与する施策もありますので、今回の見直しでは、関連性の整理を再度行う予定としています。

行政分野別計画についてご説明します。行政分野別計画は、基本計画を構成する中で大きな割合を占めます。基本構想で定める施策の骨組みに基づき、施策ごとの取組を行政分野別に整理しています。行政分野別計画では、現況を踏まえながら将来目標を個別に定め、将来目標を実現するための手段と具体的な取組となる事業例を明確にしています。また、計画の進捗管理を行うため、成果を図る物差しとして、目標指標を設定しています。行政分野別計画の進捗において留意することとしましては、まちづくりとの関連性を踏まえた効果の高い施策を展開することに加え、政策および施策間の連携を進めることです。税財源を始め、限りある資源を有効活用するためには、縦割りの行政運営では効率性を発揮することはできません。関連する施策等を組織間で連携して実施することにより、効率性の追求と事業の相乗効果を狙った施策の展開が必要になります。

最後に、基本計画の一例として、行政分野別計画の特徴な部分をご説明します。まず、行政分野や施策ごとに担当課を示しており、責任の所在を明らかにしています。

市の組織は行政需要や社会情勢に対応するため、見直しを行うことで市民の皆様に分かりやすい組織名に変更されています。また、ひとつの施策には複数の関係課が記載されている場合があります、どこの課が所管しているかを明らかにしています。次の特徴として、現況が記載されています。この文章は、成果を表した統計的な数値や市民の評価を用いることで、より市民の方々に実感いただける客観的な説明に努めています。統計的な数値は可能な限り図表・グラフ化することで、分かりやすい内容となるよう留意しています。

行政分野別計画では、各施策が目指す将来目標をそれぞれ記載しています。これによって、目標に対する共通の認識を図ります。そして、将来目標を実現するための手段および目標指標を設定しています。成果指標に加え、施策によっては、市民の声を反映するために市民意識調査の結果を設定することで市民の声を活かすための配慮もしています。加えて、関係する計画等を記載することで、施策に関するより具体的な計画との関連性を理解できるよう整理しています。以上が行政分野別計画の体裁となります。これらが6つの政策分野ごとに全部で36施策がまとめられています。今回の見直しでは、行政分野別計画の見直しが主たる内容となっていますが、前半の5年間で実施できた政策分野の事業を振り返ることで見えてきた課題に加え、新型コロナウイルス感染症といった新たな課題への対応、市長マニフェスト、総合戦略、市民ニーズの把握等により、今後5年間における将来目標を実現する手段を位置づけていくものです。

少々長くなりましたが、以上が第6次総合計画についてのご説明となります。

■資料2「第6次豊川市総合計画策定方針」

「(2) 第6次豊川市総合計画策定方針等について」をご説明をさせていただきます。

資料2をご覧ください。

1番として、計画策定の主旨をご説明します。本年度は第6次総合計画の中間年度となるため、近年の経済活動や社会情勢の変化、最新の人口推計データや各種関連計画の整合性に加え、国や県の動向等も踏まえ、計画期間後半におけるまちづくりの方向性や方策を市民と行政が共有し、一体となって取り組むための指針として計画の見直しを行うものとしています。

2番として、計画改訂の基本的な考え方についてご説明します。6つの考え方に基づいて改訂作業を実施するものです。

その1つ目として、前期の取組内容の中間評価を踏まえ、基本計画の見直しを行うものとしています。

2つ目に、少子高齢化や人口減少といった課題への対応をこれまで以上に意識し、第6次総合計画の要である定住・交流の推進に係る施策展開に主眼を置き、首長マニフェスト工程計画および第2期総合戦略との整合を図るとともに、2015年9月に国連サミットで採択された持続可能な開発目標、いわゆるSDGsの考え方を反映します。

3つ目に、合併算定替特例などの合併に伴う財政優遇措置等が終了するとともに、

新型コロナウイルス感染症の影響等、今後厳しい財政状況が想定されることから、的確な財政見通しとあわせて経営的な視点に立った選択と集中の実践を通じて計画に位置づける施策の有効性と効率性に留意するものとしています。

4つ目に、政策間連携といった施策相互の関連付けにより、施策のシナジー効果向上を目指すとともに、目標や実現手段の明確化により施策の達成状況を確認できるものとしします。

5つ目に、国・県等の計画や広域的な諸計画との整合を図ることとしております。

6つ目に、市民と行政における将来像の共有、そして、行政内部における計画内容の共有等を図るため、庁内および庁外パブリックコメントを実施するものです。

3番として、計画策定体制をご説明します。資料3ページに計画改訂に係る体制図を記載していますが、今回の改訂作業は主に基本計画の見直しが中心となることから、第6次総合計画策定時において庁内に設置していた策定会議や専門部会の設置は行わず、企画調整会議など既存の会議体を活用します。また、市民参画の視点でパブリックコメント等を実施するとともに、総合計画審議会や市議会等、様々な立場の方からご意見をいただくことにより、計画改訂案を策定していきます。

■資料3「第6次豊川市総合計画改訂スケジュール（詳細版）」

資料3をご覧ください。

こちらは、上から議会、審議会、庁内会議等のスケジュールを記載しています。年間を通じた作業の流れとして、本日の審議会で改訂方針やこれまでの取組評価、計画改訂の骨子案に関するご意見をいただいた後、計画改訂初案の策定を進め、10月28日に開催予定の審議会において改訂計画の初案をお示しできるよう作業を進めていく予定です。その後は、パブリックコメント案や最終案など、段階ごとにおける協議を行います。それぞれの段階ごとに企画調整会議や審議会、調査特別委員会等を開催し、12月にはパブリックコメントの実施、翌2月に審議会から最終答申をいただいた上で、企画調整会議で最終案を確定させ、年度内公表を目指すスケジュールとなっています。なお、今年の12月頃に国の総合戦略改訂版の公表が見込まれています。こちらは新型コロナウイルス感染症に対応する施策の位置づけが想定されています。これに伴い、本市の総合戦略も一部見直す予定としています。総合戦略に位置づけられる施策につきましては、総合計画上でも重要であることから、基本計画改訂案においても、これらの動向を踏まえながら内容の精査を行います。そのため、本日お示しした作業スケジュールにつきましても、進捗状況に応じて若干の見直しがある可能性をお含み置きください。

説明は以上となります。

(会長)

ありがとうございました。議題(1)(2)を通して、議題(1)で私たちがこれから取り組む第6次総合計画の全体像をお示しいただきました。また、この審議会がどの部分に注目して改訂作業に入るのか、ということを示したのが資料2となります。改訂方針で示されたように、基本計画の部分、6つの目標と36の施策について、こ

のあと議題（３）（４）にて各部署の中間報告または様々な数値に基づいて方向性の現状を見た上で、その中で計画・目標・施策がこのままで良いか、といったことをご確認いただきます。ここまでは今までであった内容からのご説明となっておりますが、ご質問がある方はお願いします。

（委員）

ご説明ありがとうございます。昨今は、選挙の際に市長マニフェストという形で政策内容を示していただいています。その政策を実現してほしいという民意として選挙で選ばれているため、このマニフェストが計画の上位に位置するのではないかと思います。しかし、現実には本計画のように10年計画のうち5年経過時点で見直す形になっています。完全に違う訳ではないですが、今となっては違う所も出てきているように感じます。この辺の考え方を整理していく必要があると考えています。個人的には、市長マニフェストの政策を計画の上位に位置する形で優先していくことが今の流れではないでしょうか。ただ今のご説明は、総合的に調整する旨であったため、マニフェストの内容が薄まってしまうように感じます。そこについては、どのようなお考えをお持ちなのかご説明ください。

（会長）

市長マニフェストと総合計画の関係について、事務局よりご説明をお願いします。

（市長）

先ほどのご説明のとおり、今回の総合計画改訂は基本計画部分になります。市長マニフェストで掲げた内容は、政策に含まれる施策の中に位置づけることを検討しています。

（会長）

市長マニフェストは計画に含まれているという認識でよろしいでしょうか。

（市長）

計画期間を令和2年から4年としている実施計画の3か年には、既に市長マニフェストで掲げた内容を位置づけています。このような内容が基本計画にも入ってきます。

（委員）

時代と計画内容が整合しなくなっている部分もありますので、なるべく変化ができる形の改訂にした方が良いのではないかと、という意見でした。

（会長）

ありがとうございます。ここまでは、計画の大前提を皆様に理解していただく内容でした。次の議題から皆様のご意見をいただき、それらを改訂案に盛り込む、または検討事項にさせていただきたいと思っております。それでは、一旦、ここで休憩に入ります。

(休憩)

(会長)

それでは、再開したいと思います。

議題(3)前半の取組における中間評価について、事務局から説明をお願いします。

■資料4「中間評価 総括表」

参考資料2「施策別中間評価シート」

参考資料3「第6次豊川市総合計画改訂に係る参考資料(まとめ)」

議題(3)についてご説明します。まずは、参考資料3をご覧ください。今回の改訂に当たり、担当課で中間評価作業を行いました。それと同時に市民意識調査の分析、豊川市の強み・弱みの分析、人口の社会増に係る要因分析、近年の経済活動や社会情勢の変化、重点取組が必要な政策分野、他市の先進事例等を所管課の参考となる形で配布した上で中間評価を実施しました。こちらの参考資料につきましては、データに基づいた分析をしており、今後、各委員からご意見をいただく際は、こちらの資料をご覧ください。これを踏まえ、参考資料2をご覧ください。こちらはすべて説明する時間がないため、同資料から政策ごとの総括表をまとめたものが資料4となります。今回は、資料4を用いてご説明させていただきます。

始めに、資料の見方についてご説明します。まず、上段には評価項目とその内容についての説明が記載されています。一番左にある市民意識調査の結果をAゾーンからDゾーンに振り分けた各ゾーンの説明、次に各施策について市民がどのように感じているかをまとめた満足度・重要度についての説明、中央付近にある目標指標・令和元年度の達成度、その右側にある目標指標の妥当性に対する自己評価、一番右側にある施策の進捗自己評価についての説明内容が記載されています。例えば、「政策1 安全・安心 安全で快適な生活環境が整っているまち」についてご説明しますと、資料中段にある表1-1「施策ごとの中間評価」にある8つの施策項目ごとに重要度のゾーン分析、平成27年度から令和元年度までの満足度および重要度の推移、目標指標・令和元年度の達成度、目標指標の自己評価、施策の進捗自己評価がまとめられています。「①交通安全対策の強化」を見ると、ゾーン分析ではCゾーンに属しています。Cゾーンは満足度が平均より低い一方、重要度が平均より高いゾーンです。このことから、Cゾーンに属する施策は住民からの満足度が低いもののニーズが高いといえます。市民意識調査の推移を見ると、満足度は低下傾向にあり、重要度は上昇傾向となっています。そのため、事業のさらなる充実等の検討が求められていることがわかります。このように、平成27年度から令和元年度における矢印の向きから市民の満足度や重要度をご判断いただけると考えています。

一方、目標指標の達成度を見ると、達成度がAと表記されています。また、施策進捗の自己評価もAであることから、市民意識調査結果との乖離が見て取れます。こちらについては、どうして乖離が生じたかについての検証が必要といえます。この分野では、市民が最も重視している「歩行者にとっての道路の安全性」が含まれています。

総合計画における目標指標につきましては、交通事故年間発生件数が掲げられており、アウトカム指標としては適していると思われませんが、その成果が市民の皆様になかなかご理解いただけていない側面が考えられます。例えば、ひとつの考え方として、交通安全啓発項目の中に歩道整備と交通事故発生件数の因果関係や本市の整備状況等を積極的に市民の皆様にも周知することで、市民意識との乖離を埋めることができるのではないかと考えられます。このように中間結果を数値化し、「見える化」を図ることで客観的な中間評価とそこから見える課題、そして課題に対応した今後の取組の方向性を本資料から見出すものとなっています。

続いて、表1-2「中間評価の集計」についてご説明します。こちらは、表1-1と連動しており、ゾーン分析、市民意識調査の推移、目標指標の達成度と自己評価、進捗の自己評価を集計し、比率を示しています。表1-3は、市民が感じている満足度・重要度の結果から見た総括、そして目標指標と施策の進捗から見た総括をまとめています。「政策1 安全・安心」の総括としましては、市民意識調査にて平成27年度から令和元年度にかけて評価項目の重要度がすべて上昇しています。また、項目評価の重要度も他の政策と比べて高くなっています。また、ゾーン分析ではCゾーンに属する項目が最も多いことから、このゾーンに属する取組については改善および新たな事業の検討と実践等が必要と考えています。目標指標と施策の進捗について、「⑥ごみの適正処理の推進」の目標指標である「市民1人当たりのごみ処理費用」は、ごみ処理量との連動性が見られないということで、昨今の国際動向による資源化物の逆有償化などの不確定要素が生じる結果となっています。一方、SDGsではごみ発生抑制、再生利用および再利用等により大幅なごみ削減が求められていることを勘案すると、目標指標の抜本的な見直しが必要であると考えています。

「①交通安全対策の強化」と「③防災安全対策の推進」では、市民の満足度が後退している一方、目標指標の達成度や施策の進捗は概ね順調であり、市民意識と事業進捗との間に乖離が見られます。このため、市民に対する啓発を含め、これまでの取組の検証を踏まえて今後5年間の方向性を検討する必要があると認識しています。

資料の次ページをご覧ください。「政策2 健康・福祉 誰もが健やかに生き生きと暮らしているまち」において、市民意識調査の総括では6つの評価項目のうち5つで満足度が上昇しています。しかし、「①健康づくりの推進」のみ満足度が後退しています。「③子育て支援の推進」については、重要度が後退、満足度が上昇していることや、ゾーン分析においても平成27年度のCゾーンからAゾーンになったことから、計画期間前半の関連施策では一定の評価を得ていることがわかります。

目標指標と施策の進捗について、「⑤障害者福祉の推進」の目標指標である「障害者相談件数」は、相談体制の見直し等により基幹相談支援センターでも相談件数が含まれていないなど数値の適正な把握ができていないため、目標指標見直しの余地が大きいと評価されています。また、新型コロナウイルス感染症の対策は政策全般に求められているものの、特に政策2では短期的な対策の方向性を示し、施策を展開を進めていく必要があると考えています。

次ページの「政策3 建設・整備 住み心地よい、訪れやすい都市環境が整備されているまち」をご覧ください。

政策3の総括として、市民意識調査における6つの評価項目のうち、5項目で平成27年度から令和元年度にかけて満足度が上昇しています。「②コンパクトシティの推進」のみ満足度が後退しており、当該評価項目である「公共交通機関の利便性」の満足度は0.09ポイント後退し、ゾーン分析においても平成27年度のDゾーンからCゾーンになったことから、従来の取組の改善などが必要と考えられます。目標指標については、17の指標のうち9指標が令和元年度の目標を達成しており、他の政策と比較して達成率が高い状況にあることから、政策全般として施策が概ね計画的に進捗できていると考えられます。

「政策4 教育・文化 あらゆる世代の人が豊かな心を育んでいるまち」についてご説明します。政策4の総括として、市民意識調査にて5つの項目すべてで平成27年度から令和元年度にかけて満足度が上昇しており、また、ゾーン分析において、4項目がAゾーンまたはBゾーンに位置づけられていることから、他の政策と比較して市民の満足度が高い分野と考えられます。目標指標については、「①学校教育の推進」の指標である「学校とかかわりを持っていきたい」と思っている市民の割合は、回答者の3割強が「わからない」と回答するなど、目標と実績に乖離が生じています。また、「⑤文化芸術の進行」の目標指標である、「文化・芸術的な活動をしている人の割合」には、公演などの鑑賞をしている人も含める必要があるのではないかと、また、「文化施設の利用者数」の目標が永遠に伸び続ける目標値となっていることを踏まえると、これら3つの指標は目標設定の内容に問題があり、目標達成に向けた進捗に支障があるため、一部見直しの余地があると評価しています。また、「①学校教育の推進」における別の指標である「給食の残食率」については、目標を達成しているものの、将来目標を実現する主な手段である「安全・安心な給食の提供」であることを踏まえて、より適切な目標指標に変更を検討することから、見直しの余地が大きいと評価されています。

続きまして「政策5 産業・雇用 魅力と活力があふれているまち」についてご説明します。政策5の総括として、市民意識調査における7つの評価項目のうち、6つの項目で平成27年度から令和元年度にかけて満足度が上昇しましたが、「⑤観光の振興」のみ満足度が0.01ポイント後退しています。また、「②工業の振興」はゾーン分析において、平成27年度のDゾーンからBゾーンにシフトしており、総合計画前半期間において工業の振興施策が一定の成果を挙げていると評価しています。「⑤観光の振興」は、市民の満足度が後退している一方、目標指標の達成度や施策の進捗は概ね順調であることから、ここでも市民意識と施策展開との間に乖離が見られる所がございます。このため、既存事業の検証と通じて、市民に対する効果的な周知と今後5年間の方向性を検討する必要がありますが、特に観光振興の分野では、「アフターコロナ」に対する意識と施策の展開が求められると認識しています。

最後となりますが、「政策6 地域・行政 地域と行政がしっかりと支えているまち」についてご説明します。政策6の総括として、市民意識調査では13の評価項目のうち、12項目で平成27年度から令和元年度にかけて満足度が上昇しています。満足度が後退している「①コミュニティ活動・市民活動の推進」の評価項目である「地域のつきあいや人間関係」は重要度も後退しています。48ある評価項目のうち、満

足度・重要度ともに後退している唯一の項目であることから、地域のつきあいや人間関係の希薄化が顕著に現れているのではないかと捉えています。目標指標においては、「①コミュニティ活動・市民活動の推進」の目標指標である「町内会加入率」は、住民基本台帳上の世帯数を分母として算出しております。近年の世帯分離の増加状況が適切に反映されないことから、目標指標としての抜本的な見直しが必要と評価しています。なお、政策6はDゾーンに位置づけられる評価項目が最も高い分野となっておりますが、少なくとも市民の満足度を高めるためにも事業の見直しや取組の方向性などの十分な検討が必要と考えています。

以上が政策別中間評価の総括となります。個別の施策内容について気になる点がございましたら参考資料2をご覧くださいの上、確認いただけたらと思います。今後、この中間評価作業を通じて顕在化しつつある課題や現在の社会情勢、新たな課題等に加えて市長のリクエストや第2期総合戦略の内容等を踏まえ、上半期における計画期間の方向性を定めた上で、基本計画の内容を改訂していくものとします。

■資料5 「構成の新旧対照表」

それでは、続きまして「(4) 基本計画の骨子案」についてです。資料5をご覧ください。こちらは、「第6次豊川市総合計画改訂 構成案」の新旧対照表となっております。冒頭でもご説明しましたとおり、総合計画は基本構想・基本計画・実施計画の三層構造となっており、資料の左側が現行の体系をまとめているものであります。今回の中間改訂作業については、資料中段にある基本計画部分の改訂が中心となり、右側に改訂計画体制の骨子案を記載しています。先ほど説明しました計画期間前半における施策や事業の中間評価の結果を反映しつつ、新たな視点としてSDGsの位置づけ、新型コロナウイルス感染症への対応として「新たな日常」と各施策との関連性についての位置づけも検討します。特に「新たな日常」への対応については、国が7月3日に公表した「地域未来構想20」、そして7月17日に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」においても新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、多くの記述がページを割いている状況であります。また、現在愛知県が策定中であります「次期あいちビジョン」につきましても、「めざすべき愛知の姿」にて新型コロナウイルス感染症について触れており、「危機に強い愛知」として盛り込まれています。このような国や県の動向も踏まえ、本市の総合計画中間改訂においても新型コロナウイルス感染症への対応を位置づけたいと考えています。

■資料6 「第6次豊川市総合計画基本計画改訂 構成案」

続いて、資料6をご覧ください。こちらは先ほどご説明しました計画改訂の構成案となっております。「第1章 人口と財政」について、人口は最新の豊川市人口ビジョンを基に内容を更新します。また、財政の見通しにつきましては、最新の中期財政計画のうち令和7年度までの大規模事業計画もある程度念頭に踏まえた中間財政計画を作成しておりますので、これに基づいて財政の見通しを記載していきたいと考えています。

「第2章 まちの構造」については、去る8月4日に都市計画マスタープラン策定

委員会で全体構想が示されています。こちらを基にしながら、基本構想との整合性も勘案して内容を詰めていきたいと考えています。

「第3章 市民意識の状況」については、最新版である令和元年度市民意識調の結果を基に内容を更新してまいります。

「第4章 まちづくりの基本方針と各施策の関連性」については、基本構想で定める4つの基本方針と政策分野の関連性、定住促進や交流促進に寄与する施策の進捗を確認し、必要に応じて内容を修正してまいります。

「第5章 総合計画におけるSDGsの位置づけ」については、SDGsの目標と各施策の関連性を整理し、総合計画にその視点を組み込むこととしています。

「第6章 『新たな日常』と各施策の関連性」については、強靱な地域の社会経済の構築に向けて、特に本日追加資料として配布しました「地域未来構想20」の3つの視点と各施策の関連性を整理するとともに、国の「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」および「次期あいちビジョン」の内容を踏まえて新たな日常に向けた取組の方向性を提示したいと考えています。なお、新たに追加する第5章および第6章につきましては、章立てが適切かどうかを含めて検討を行ってまいります。

「第7章 行政分野別計画」については、今回大きな改訂となります。中間評価を基に基本計画の第1章から第6章までの考え方を勘案の上、将来目標を実現する主な手段と目標指標、事業例等を更新してまいります。

最後、「第8章 計画の進行管理」については、計画下半期における進行管理の進め方、特に次期計画である第7次総合計画に進行管理の内容が適切に反映できるための視点を含めて検討する予定です。今後の事業については、担当課を中心に見直し対応に係る作業を実施して計画の改訂を進めたいと考えています。また、本日、委員各位からのご意見を賜る中で、事業所管課の見直しに反映していきたいと考えています。どうぞよろしく申し上げます。

説明は以上となります。

(会長)

ありがとうございました。ただ今の説明について、大量の内容ではありましたが、それぞれの分野のポイントや考え方が総括されています。そういった所を中心に見ていただき、本日委員の皆様から各政策についてそれぞれの立場から数字に見えない肌感等も含めてご意見を申し上げます。その結果、残り5年間の施策が修正される可能性があります。そういった視点からご意見ください。もう一点は、総合計画の章立てについてです。今回、第5章および第6章を新たに追加した構成となっています。このような章立てで良いか、もしくは横串で各施策の中に含めるか、といったことを踏まえて活発なご意見を申し上げます。

(委員)

第5章のSDGsについて、様々な所でこれに合わせた取組が整理されています。その際、各施策をSDGsに紐づけると助成金や補助金もしくは交付金が得やすくなると思われます。よって、現行計画p. 47にあるグラフは円の大きさが一律でした

が、実際の予算規模に合わせた膨らみがあれば分かりやすいと思います。また、SDGsとの紐づけすることで国庫からどれくらい獲得できるか、ということでそれぞれの施策におけるスピード感や見直しの考え方が変わってくると思います。限られた財源をいかに有効活用するかという市民目線に立つことも大事ですが、助成金や補助金等を得やすい施策を優先的に取り組むことは、効率的な方法かとも思っています。

(会長)

委員の皆様からいただいた質問以外のご意見については、事務局にて回答しないということでもよろしいでしょうか。

(事務局)

質問については回答させていただきますが、ご提案・ご意見につきましては、そのまま受け止めさせていただきます。

(委員)

市民が感じている満足度・重要度について、市民を一括りにしていますが、年齢別等の分析はデータの的に可能でしょうか。市民を一括りにすると若者から高齢者まで含んでしまいます。年齢別に見ることも必要と思われま。

(事務局)

市民意識調査は、お住まいの地域や年齢等をすべてお尋ねしています。これらはクロス集計によって地域別の課題等を分析することは可能です。

(委員)

その他、ご意見はございませんか。

(委員)

私どもは商業・産業界からの意見を述べさせていただきます。まず、工業の振興として、事業所や働ける場所の確保が掲げられています。これから工業団地を作って企業誘致をしていくということなので、この取組によって事業所がどのくらい増えたかといったことや、税収の変化について検証する必要があると思います。市民の満足度に加えて、これら客観的な評価も求められると思います。そして、政策5にある施策のうち「③商業の振興」について、将来目標を「魅力ある商売が盛んで、みんなが出かけ、にぎわいにあふれているまち」としていますが、これはひとつひとつの事業だけでなく、地域の商店街として魅力的である必要があると考えています。将来目標に掲げられている「魅力」については、改めてご検討いただきたいと思います。

(委員)

私は商業関連からのお願いごとと質問です。基本的には、どこかで様々なものが循環して繋がるのが重要であると考えています。計画構成案の第2章に「現在策定中

の都市計画マスタープラン（都市計画課）等との整合を図り作成する」と書かれていますが、今回のイオンモールの計画に関して、新聞にも載っていたとおり、令和4年の秋から冬にかけてオープン予定です。商店街の立場から申し上げますと、イオンは必要ございません。新しいお店は一般消費者に対して受けが良いとは思いますが、実は、外部からナショナルチェーンとして入ってくる店舗は、従業員の雇用は発生するものの、利益は本部に行くため、地域での循環が発生しません。イオンの出店によって、地域の利益が本部に吸い上げられるだけになってしまいます。ここで生まれ育ち、ここで商売をして、お客様と接して日々の生活が回るようなことをし続けてきましたが、このようなことが地域に疲弊を生まない一番良い方法であると考えています。このような循環を継続していくことが必要なため、八幡地区でのイオン出店はやめていただきたいです。さらに、もし出店するのであれば、地域に与える影響等を示していただきたいです。ちなみに、今月の22、23日に委員会で富山県高岡市へ視察に行きます。同市も豊川市とほぼ同等の人口であり、かなり前となりますがイオンモールが出店しました。その結果、高岡市の商店がどのようになったかを見てまいります。是非、行政の方も同行していただき、豊川市で同じようなことが起きた場合の影響等について事前に予測と正しい対策をご検討いただきたいです。

（会長）

先ほどの委員のご発言と同様、市民意識調満足度に対して満足せず、数値としての効果検証もお願いします。

その他、ご意見はありますか。

（委員）

豊川市は中心市街地のエリアが豊川駅から姫街道、そして諏訪までと広く設けられています。このようなエリア設定は分散化を招くため、効率的でないように思われます。よって、エリアの見直しをご検討いただくよう意見を述べさせていただきます。

また、まちの未来像として「光・緑・人 輝くとよかわ」と謳っていますが、美しい街並みや景観は定住促進や訪問者数を増やすために重要な施策と思われまます。ただ、今までの説明では言葉としても取り上げられていません。昨今では、電柱の地中埋設などの景観に配慮したまちづくりが取り組まれており、特に隣の豊橋市では進んでいます。今回の総合計画で一言も触れられていないのは、少し遅れているように思います。是非とも取り入れていただきたいと思いました。

（会長）

ありがとうございます。ただ今出ましたように、具体的な事例を示した上で魅力ある豊川市という言葉が出るようにしてほしい、ということだと思います。

最近、東京都でも初めて転出超過が起きていますし、昨今の流れの中で今後5年間における人口の見方は重要になってくると思います。本日は浅野先生にご出席いただいておりますので、今後の人口動態についてどのような所を見た方が良いか、また、どのような所を注意すべきかについてご意見がありましたらよろしくをお願いします。

(委員)

私の感じでは、東三河地区は愛知県の中で比較的人口減少が進んでいる地域です。その中で、豊川だけが微増の状態となっています。その要因が何なのかというのをしっかり押さえる必要があると思っています。私の推察では、豊川市は高速道路へのアクセス等、構造的なメリットがあると考えています。それと、名古屋へのアクセスにおいて名鉄等があり、それによる恩恵を受けているということです。あくまで人口が増えているひとつの要因であり、絶対的なものではないですが、そのようなことが構造的な要因ではないかと考えています。これらメリットは活かし続ける必要があると思います。その代わりに、先ほどからご意見が出ているとおり、利便性に対する手厚い施策がとられている一方、個々の所で非常に良い物があるにもかかわらず分散傾向であるため、それらをうまくまとめていくことが大事かと思っています。この総合計画は、ユニコーン的な尖った施策を競い合っているというよりも、ルーティンで続けている施策をチェックするように思っています。革新的にスマートに取り組んでいく必要があると考えています。例えば、今般のコロナ禍において、ITの普及が遅れていることがわかれば、自宅にいても行政サービスをすべて受けられるということになれば、非常に便利です。ただ、実際にはそのようにできないので、二の足を踏んでいる印象を受けます。そういったブレイクスルーをどこまで真剣に考えるかといったことが本当はあっても良いかと思っています。

(会長)

革新的な取組ができれば面白いですね。

(委員)

はい。そのようなことも計画に盛り込めれば良いのかなと思います。ただ、ルーティンとしても今回のような取組は非常に重要な機会であり、豊川市はこのような形ですと総合計画を作っていたということです。過去からの経緯を見るということでは非常に良い計画だと思います。

(会長)

ありがとうございます。

その他、ご意見はございませんか。

(委員)

先ほど、ルーティンとおっしゃいましたが、ルーティンだから何の魅力がないと感じざるを得ないと思っています。先ほどの説明において、コミュニティや市民活動が低迷しているとのことですが、隣町における町内会加入率等を見ても大きな違いはないと思っています。これをどういう風に上げていくか、地域コミュニティをいかに作り上げていくかといったチャンスが訪れていると思います。今般のコロナ禍で町内会がなくても何とかやっていける時代が来ています。最近では、町内会の役員を請け負っ

てくれる人がいなくなっている現状があり、高齢者が安心して暮らせるといった施策があったとしても、それはコミュニティで高齢者を見るように、ということを厚生労働省が示しています。このように、地域づくりを図りながら高齢者福祉を充実するという政策がとられていることから、政策ごとに分かれているのは良いですが、縦割りでない融通性の利いた計画になれば良いと考えています。

そして、SDGsの話が出ていましたが、どこまで本気で入れられるかが疑問です。仮に入れたとしても、市民がSDGsを良く理解できていません。最近ではSDGsのゲームが出ていますが、このような市民に広く周知する取組を考えているのかについて教えていただきたいです。

最後に、今回の計画は「地域未来構想20」に基づいて策定するとのことですが、例えば、先ほどのご説明で「広域」とあったとおり、豊川市には広域連合が既にできています。それとの兼ね合いを考慮して計画を策定するのか、もしくは豊川の独自路線を考えているのかについて教えてください。

(会長)

ありがとうございます。非常に重要な内容であり、いつまでも町内会の加入率を目標にしていたらブレイクスルーが図れません。何か違うアプローチで新しい日常に適したコミュニティ形成を検討してほしいとのことでした。また、SDGsについて触れるのであれば、市民が勉強するなど受け入れる体制づくりが必要ではないかとのことでした。「未来構想20」についてですが、個人的には補助金獲得のために取り組むものかと思っていました。こちらに関しては質問がありましたので、事務局にてお答えください。

(事務局)

「未来構想20」については、今回の新型コロナウイルス感染症による影響が出ている中で、新たな生活様式を考える必要があるとの認識において、20の分野で取組の方向性を国が示しています。よって、既存事業の中で、いわゆる感染症対策も含めた危機管理を進めていく視点による事業の在り方をあわせて検討する必要があると考えています。当然、ワクチンや特効薬が開発されたといったことになると再度検討する必要があると思いますが、現状では不透明な部分が多いため、下期5年間に位置づけておくべきではないかと考え、今回お示ししました。また、広域連携について、現在の総合計画ではp. 136およびp. 137で東三河広域連携についての位置づけがなされています。豊川市で取り組む施策のほか、広域連携によって効果が高まる施策がある中で、東三河の市町村と検討しながら進んでいくことになると思われれます。今は、現行計画のような位置づけを考えています。

(会長)

ありがとうございます。その他、ご意見やご質問はございませんか。

(委員)

現行計画 p. 41に「まちの構造図」が示されています。この図はずっと見慣れており、以前からあまり変わっていません。私は、この図に違和感を覚えています。例えば、図には国道151号バイパスが描かれています。また、その上に豊川新城線が通っていますが、これらの周辺は依然として田園ゾーンとなっています。これは以前から変わっておらず、実情とはかけ離れているように思います。土地利用についてもっと考えていただきたいと思います。

整備計画は遅れていますが、新城市と共同で取り組むことができれば進捗は早くなります。そうすると、15年もあれば豊川市と新城市が結ばれます。そのような状況下において、構造図に変化がないのはいかがでしょうか。いつまでも自然環境ゾーンや田園ゾーンのままとすることは、この地域における将来的な土地利用は考えていないように思われます。

(会長)

地域の方からのご意見としていただきました。

(委員)

先ほど委員から地域コミュニティの問題が出ましたが、現状は変わってきました。地域の祭礼や総会についても縮小・廃止されています。また、敬老会が毎年恒例のように開催されていますが、中止もしくは従来とは異なる方式にすることが示されました。これは新型コロナウイルス感染症対策との兼ね合いも含まれておりますが、今回の計画策定において地域コミュニティをどう考えているかを示す必要があると思います。町内加入率は70%を越えていますが、低迷している状況です。今までも腐心して取り組んできましたが、ここに来て変わってきました。それらを今回の改訂案でしっかりと位置づける必要があると思います。

(会長)

その他、最後となりますが何かご意見はございませんか。

(委員)

商工会の立場から発言させていただきます。商工会は20年以下の小規模企業をサポートする団体であり、農業・工業・商業すべてにわたっています。その中で、農業は事業が承継されなくなってきており、使われない農地が増えています。また、閉店する商店が増えています。この10年で戦後から創業した事業が交代する一方、後継者不足によって製造業の事業所も激減することが統計上でも予想されています。よって、事業承継に関する施策を計画に記載していただきたいと思います。

また、昔ながらの第1次、第2次産業のほか、情報産業等を育成していただきたいです。

(会長)

ありがとうございます。お時間の都合もございますので、こちらのご質問を最後と

させていただきます。まだご意見はあると思われます。追加のご意見がある場合について、事務局よりご説明をお願いします。

(事務局)

本日のご意見以外にも様々なご意見をいただけたと考えています。よって、本日お配りしました資料の中に入れさせていただいた意見書に皆様のご意見等をご記載の上、ファックスや電子メール等でいただければと思っています。その際、データをご要望であれば、事務局にお申し付けください。

ご意見の目安について、期間が短くて恐縮ではございますが9月11日（金）までにご提出をお願いします。

(会長)

ありがとうございます。本会議のご意見等を踏まえて計画の素案を作成します。次回の審議会では、修正した内容がもう一度示されます。皆様のご意見を是非とも検討していただければと思います。

また、今回の審議会が一番印象に残ったのは、地方自治法に定められた総合計画の見直しといったルーティンではなく、コロナ禍に対応した計画をどこよりも早く見直せるチャンスがあるということです。是非とも新しいことにチャレンジしていただきたいと思いました。

それでは、最後になりますが議題「(5) その他」について、事務局よりお願いします。

(事務局)

事務局からのご用意はございません。ひとつ事務連絡をさせていただきます。次回の審議会は、10月28日（水）午前10時からです。場所は、中央図書館2階の集会室となります。会議資料につきましては事前に送付させていただきますので、よろしくをお願いします。

(会長)

ありがとうございました。今後の予定等についてご質問はございませんか。

(委員)

先ほどの意見については、何らかの回答があるということでもよろしいでしょうか。

(事務局)

いただいたご意見をどのように対応したかについては、まとめてお示しします。

(会長)

それでは、以上で、第1回の審議会を終了いたします。2時間もの長時間、大変ありがとうございました。

(閉会)

以上